

特集 防災 梅雨時期の大雨に備えて

平成26年8月20日、広島市安佐南区を中心に大規模な土砂災害が発生し、74人の尊い命が失われました。真夜中に1時間雨量100mmを超える猛烈な豪雨に見舞われ、同時多発的に土石流やがけ崩れが発生しました。広島市安佐北区では、1時間雨量が101.0mm、3時間雨量が観測史上最大の217.5mmを観測しています。

広島県は全国で最も土砂災害危険箇所が多い地域です。台風や梅雨時期には過去に大きな土砂災害が発生し甚大な被害を被っており、尾道市も例外ではありません。

土砂災害に備え避難場所や緊急情報の入手方法を確認しましょう！



©国土地理院

問 総務課(☎0848-38-9216)、御調支所まちおこし課(☎0848-76-2111)
向島支所しまおこし課(☎0848-44-0110)、因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6200)
瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)、消防局(☎0848-55-0119)

土砂災害の種類と災害発生の前ぶれを知ろう!



土石流	がけ崩れ	地滑り
大雨で、谷や山の地面の土や石が水と一緒に一気に流されること	大雨や地震によって地盤がゆるんで突然崩れ落ちること	緩やかな坂で、滑りやすい土に雨がしみて、地面がゆっくりと動くこと
<p>[こんなときは危険!]</p> <p>異様な地鳴りがする 雨が続くのに川の水位が激減する 土臭い、異常なおいがする 川の水に流木が混ざっている</p>	<p>[こんなときは危険!]</p> <p>斜面に亀裂ができる 湧水が急に増え、その後急に減る 斜面から小石がぱらぱら落下する 斜面から地鳴りがする</p>	<p>[こんなときは危険!]</p> <p>地鳴り・山鳴りがする 地面が振動する 池や沼の水かさ急変する 亀裂や段差が発生・拡大する</p>

※イラストは、政府広報オンラインより転載。

雨の強さと被害の様子を知ろう!



1時間の雨量	予報用語	人の受けるイメージ	災害発生状況
10~20mm未満	やや強い雨 	ザーザーと降る	長く続くときは注意が必要
20~30mm未満	強い雨 	どしゃ降り	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模のがけ崩れが始まる
30~50mm未満	激しい雨 	バケツをひっくり返したように降る	山崩れ・がけ崩れが起きやすくなり、危険地帯では避難の準備が必要
50~80mm未満	非常に激しい雨 	滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)	地下室や地下街に雨水が流れ込む土石流が起こりやすい
80mm~	猛烈な雨 	息苦しくなるような圧迫感がある	大規模な災害が発生するおそれが高く、厳重な警戒が必要

避難行動は早めに開始しよう!

立ち退き避難	屋内安全確保
	 <p>※屋内安全確保は立ち退き避難が間に合わない場合の緊急措置です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○市の指定避難所等への移動 ○自宅から安全な場所への移動(親戚や友人宅等) <p>どんなときに避難する?</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市からお住まいの地域に避難勧告等が発令されたとき ○背後に急傾斜地などの土砂災害危険箇所があり、降雨により崩壊のおそれがあるとき ○土砂災害の前兆現象(湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき <p>[注意ポイント]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨で、避難するときは、川の近くや低い場所、がけの近くなどを通らないようにしましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅の2階以上のがけの反対側に位置する部屋に避難 ○近くの頑丈な建物に避難 <p>どんなときに避難する?</p> <ul style="list-style-type: none"> ○激しい雨が降っているときや夜中など、避難のための十分な時間を確保できないとき ○避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、立ち退き避難することが危険だと判断されるとき <p>[注意ポイント]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨のときなどは気象情報を常にチェックし、早めの避難をしましょう

尾道市安全・安心メールに登録を

尾道市安全・安心メールは、登録した人の携帯電話等に市内の「防災情報」、「徘徊等による行方不明者の情報」をメールで配信するサービスです。

登録方法

携帯電話から登録

QRコード読み取り機能搭載の携帯電話で下のQRコードを読み取り、表示内容に従って利用規約等確認後、空メールを送信してください。



docomo
au
softbank

携帯電話等から登録

QRコード読み取り機能がない携帯電話、または、パソコンから登録を行う場合は、新規メール作成を選択後、宛先:b-onomichi@io.dataeast.jpを入力しメールを送信します。その後、登録案内メールが届きますので、メール内容に従い登録を完了してください。

詳しくは

尾道市安全・安心メール

検索

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。広報おのみち5月号12頁をご覧ください。

※登録は無料ですが、受信等通信料は利用者負担です。





10月から一人ひとりにマイナンバーの通知が届きます

①マイナンバー(個人番号)とは・・・

国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。



②マイナンバー(社会保障・税番号)制度によって・・・

- ・手続きが正確で早くなります。
- ・面倒な手続きが簡単になります。
- ・給付金などの不正受給を防止できます。

③今年10月から・・・

住民票の住所(※)にマイナンバーの通知カードが届きます。

通知カード



④平成28年1月から・・・

社会保障・税・災害対策の行政手続きなどで利用が始まります。

※マイナンバーの通知カードは住民票の住所に送付されます。

住所を異動する場合や住民票の住所と違う所に住んでいる場合は、住所変更の届出をお願いします。

問【マイナンバー制度について】

マイナンバーコールセンター(☎0570-20-0178) [全国共通ナビダイヤル / 9:30~17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)]

【住所変更について】市民課(☎0848-38-9102)

8月から介護保険の制度が変わります

■一定以上の所得がある人の利用者負担が2割になります

65歳以上で一定以上の所得(※1)がある人は、介護保険サービスの利用者負担が1割から2割に変更されます。7月末までに介護保険の認定がある人へ負担割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を送付します。

※1 一定以上の所得・・・本人合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身の場合280万円以上、2人以上の場合346万円以上

■食費・居住費の軽減制度の給付要件が変わります

介護保険施設に入所した場合や短期入所サービスを利用した場合、市民税非課税世帯の人については、申請により食費・居住費の1日あたりの負担限度額を設定し、負担の軽減を受けることができます。ただし、新たに次の要件が加わります。

- ①世帯分離している配偶者も市民税非課税であること
- ②本人、配偶者の預貯金等の資産が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)以下であること

■高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります

1カ月に利用した介護保険の利用者負担が一定の上限額を超えたとき、申請によりその超えた額の支給を受けることができます。ただし、世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいる場合は、1カ月の利用負担上限額が3万7,200円から4万4,400円に変わります。

■多床室の居住費負担が変わります

特別養護老人ホームと短期入所生活介護を利用する際の高額多床室(相部屋)の居住費が、1日あたり370円から840円に引き上げられます。ただし、所得が低く軽減の対象となる人は、その差額が保険より給付されます。

問 高齢者福祉課(☎0848-38-9119)

農地中間管理事業～農用地等の借り受け希望者募集～

農地中間管理事業とは、担い手(認定農業者等)の経営規模拡大等を進めるため、農地中間管理機構を利用して農地の貸し借りをを行う仕組みです。

募集期間 募集中～7月1日(水) ※9月に第2回募集の予定。 ※農用地等の貸付希望は、随時受付。

※詳しくは、(一財)広島県森林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)ホームページをご覧ください。

問 農林水産課(☎0848-38-9473)、(一財)広島県森林整備・農業振興財団(☎082-541-6192)

HP <http://hsnz.jp/>

清掃

～毎月1日は
「門前清掃の日」です～

【尾道・御調・向島地区】 〇 清掃事務所 (☎0848-48-2900)
【因島地区(原・洲江含む)】 〇 南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】 〇 南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

きれいな街「尾道」をもっときれいに

市では、「門前清掃の日」と名付けた環境美化への取り組みを行っています。

門前清掃(かどさきせいそう)とも言われるこの活動は、自宅の門先や会社の周りなどを、定期的(毎月1日)にボランティアで清掃しようというものです。

市民の皆さんに広く浸透し、市内全域で一斉に行われる大きな活動に広げられたいと思っています。



6月の「休日」のごみ持込受付

27日(土)	御調清掃センター	8:30～11:00
28日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30～12:00
	南部清掃事務所	
	瀬戸田名荷埋立処分地	

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターでは行いません。
 ※7月から、因島地域の古紙(新聞雑誌・ダンボール・紙パック)とペットボトルの持込場所が、因瀬クリーンセンターから因島リサイクルセンターに変更となります。
 ご不明な点は、南部清掃事務所または因島リサイクルセンターにお問い合わせください。
 〇 因島リサイクルセンター(☎0845-24-4711)

～突然の揺れ～あなたの家は大丈夫ですか

木造住宅の耐震診断・改修費補助

住宅の状態を耐震診断で確かめてみませんか。
耐震診断によりわが家の耐震性を知り、必要な耐震改修や補強を行いましょ。



市の補助制度をご活用ください。

- 木造住宅の耐震診断 最高 2万円
- 木造住宅の耐震改修 最高30万円



対象となる住宅(すべての要件を満たすもの)

- ①市内にある木造の一戸建住宅または長屋住宅
- ②昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ③実際に住んでいること
- ④平屋建または2階建

※耐震改修は、耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された住宅が対象。

申込期間 6月23日(火)～10月30日(金)

※耐震診断または改修工事が平成28年1月31日(日)までに完了できるもの。

※申込が予算に到達した場合は、受付を締め切る場合があります。

昭和56年5月以前に建てられた建物は、耐震性が不足している可能性があります。
 阪神・淡路大震災では、昭和56年以前に建てられた木造住宅に被害が集中しました。
 まずは、ご相談ください。



～補助制度利用者の人からの声～

住宅の耐震強度が分かって良かった。

自然災害に不安を感じていたので、家の状態を知ることができて良かったです。リフォームも含めて耐震補強を考えたいと思います。

〇 建築指導課(☎0848-38-9245)

～空き家の適切な管理をお願いします～

近年、屋根・外壁等の落下や樹木の繁茂など、空き家問題が増加しています。

平成27年5月26日から空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行されました。

お持ちの空き家を適切に管理しましょう。

〇 建築指導課(☎0848-38-9245)

